

## 津久見市奨学生募集要項（大学生等貸与分）

津久見市では、令和8年度の奨学生を下記の通り募集します。

### [応募資格] 下記の条件をすべて満たす者

- (1) 本人又は保護者が現に津久見市の住民であって、奨学資金の貸与期間中引き続き津久見市の住民であると見込める者
- (2) 短期大学、大学及び高等専門学校（4, 5年生）並びに各種養成所又は養成施設に在学する者（進学予定の者を含む）
- (3) 心身ともに健康で学業人物ともに優秀と認められる者
- (4) 経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

### [貸与の区分、期間及び金額等]

大学又は専修学校（専門課程）

（貸与） 毎月 30,000 円又は 50,000 円の選択制 無利子

貸与する期間は4月から在学する学校の正規の最短修業期間とします。

ただし、学業成績が著しく低下した場合などで、奨学資金の貸与を一時停止し、又は廃止する場合があります。

### [申込期間]

令和8年1月7日（水）から令和8年2月27日（金）まで

### [申込手続き]

希望者は、次の書類を教育委員会 管理課宛に提出して下さい。

なお、必要書類は教育委員会管理課でお渡しします。

- (1) 奨学資金贈貸与申込書（第1号様式）
- (2) 推薦書（第2号様式）
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 本人及び本人と生計を同一にしている者の収入を証明する書類
- (5) 住民票（家族全員）の写し
- (6) 学業成績証明書
- (7) その他  
　・現況届出書（第5号様式）  
　・同意書

※上記書類のほか、入学後に在学証明書を提出していただきます。

（令和8年4月30日（木）までに、教育委員会管理課へ提出してください。）

### [採用（家計・学力・人物概要）基準について]

#### (家計基準)

本人の父母又はこれに代わって家計を支えている者の合計所得金額を算出し、その額から特別控除額を差引いた認定所得金額が、その世帯の基準額以下であること。

#### (学力基準)

高等学校における出願時現在取得できる最新の成績が記載された学業成績の全履修科目について、平均した値が3.0以上の者とする。

#### (人物概要)

勉学意欲があり、奨学生としてふさわしい生徒であること。

※以上のいずれの基準も満たす場合に、適格者として決定します。

### [奨学生の選考について]

選考要領に沿って、予算の範囲内で選考委員会により、奨学生として決定します。

※申込者が多い場合は、適格者であっても採用されないことがあります。

### [奨学生の決定]

令和8年4月上旬までに本人宛に通知をする予定です。

### [奨学金の振込み]

奨学金は、奨学生本人名義の銀行口座に、原則として4月・7月・10月・1月の年4回に分けて振り込みます。

### [進級の確認]

毎学年末における成績証明書類を、事務局に提出するものとします。

### [奨学資金の返還]

貸与期間の終了した月の翌月から起算して、1年を経過した後から年賦または半年賦、若しくは月賦での返還となります。

#### (1) 返還期間 15年以内

ただし、准看護師又は看護師志望者には、免許の取得後更に看護師、保健師又は助産師の免許を取得しようとする期間に対し、返還の猶予の特例があります。

また、疾病その他やむを得ない事情のため、返還が困難等と認めるとときは、願い出によって猶予等する場合があります。

## (2) 返還の免除の特例

貸与期間の終了した月の翌月から起算して15年以内に、市内に継続して72月以上居住した場合は、申請により、奨学資金の返還未済額の2分の1を免除することができる特例措置があります。詳細については、お問い合わせください。

※令和5年度から奨学資金の返還について最大で100万円補助する制度（津久見市地方方創生人材奨学資金返還支援事業）ができました。

詳細は、市報つくみ2023.7月号のほか、津久見市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/24746.html>

## (3) 奨学資金借用証書

貸与が終了したときは、奨学資金借用証書を提出しなければなりません。その際、連帯保証人2名の自署及び実印の押印が必要となります。1名は父母兄弟等の保護者とし、他の1名は世帯を別にして独立して生計を立てている大分県内在住の2親等以外の人（おじ・おば・知人等）を選定してください。なお、未成年者等保証能力のない人は認められません。原則として、65歳以上の人には避けてください。借用証書の提出時に、世帯外の連帯保証人が1名必要となりますので、申し込み時に必ず確認をお願いします。借用証書を提出するときは、印鑑証明書の添付が必要になります。

## 申込書及び関係書類の提出に当たっての留意事項

申込書は、奨学生選考の大切な資料となりますので、下記の事項に留意のうえ  
申込時の状況を記入してください。

### (1) 奨学資金贈貸与申込書

#### (1) 現住所

4月1日以降の住所を記入してください。未定の場合は、現在の住所  
を記入し、決まり次第連絡してください。

#### (2) 保護者、家族の状況

家族欄には、申込者以外の家族全員を記入してください。

小中学校以外の就学者については、設置者（国立・私立）、通学形態  
(自宅・自宅外) を記入してください。

年齢はすべて令和8年4月1日現在で記入してください。

### (2) 推薦書

推薦書は出身の高等学校等学校長の推薦所見となります。

### (3) 誓約書

本人の自筆で、分かりやすくまとめてください。

貸与希望額を記入してください。（月額3万円または5万円）

### (4) 本人及び本人と生計を同一にしている者の収入を証明する書類

所得・課税証明書（本人及び本人と生計を同一にしている者の直近のも  
の）。※市町村が発行したもので、所得・所得控除の内訳・課税内容が記  
載されているもの。なお、税務情報及び住民情報を調査することについ  
ての「(7) その他 同意書」を提出していただければ、所得証明書等  
の提出が不要となります。

### (5) 家族全員の住民票の写し（本籍地が記載されたもの）

市役所市民生活課等で出願日から3か月以内に発行されたもの。

### (6) 学業成績証明書

高等学校等における出願時現在取得できる最新の成績が記載された学業  
成績証明書を提出してください。

### (7) その他 ・現況届出書（第5号様式）

奨学生本人名義の届出及び銀行口座を記入してください。

4月1日以降の住所及び連絡先を記入してください。未定の場合は、現  
在の住所を記入し、決まり次第連絡してください。

#### ・同意書（税務・住民情報の確認について）

※災害、事故等における著しい被害を受けた場合には認定時に特例措置  
の適用になる場合があります。別途お問い合わせください。